

三鷹市内の中小企業・小規模事業者のみなさまへ

三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金のご案内

公募期間

令和6年5月7日(火)

～

令和6年8月30日(金)

※予算に達し次第、募集を
終了する場合があります。

- 空調更新や照明LED化で省エネをしたい！
- システム導入によりデジタル化を図りたい！
- BCPを策定するための助言を受けたい！
- 新たな顧客開拓のためのHP・チラシを作りたい！
- 商談会や展示会に出展して受発注の促進をしたい！
- 店内・工場内のレイアウトを変えたい！
- 機械・備品の購入により生産性を高めたい！
- 新製品・新サービスの試作・開発をしたい！など



省エネ化（LED化・脱炭素化）やデジタル化、新規販路開拓（HP制作・展示会出展等）、生産性向上等に要する経費などについて、最大**30**万円まで補助します。

※新製品・新技術又は新サービス開発に係る経費の場合は**100**万円。

昨年度好評につき、全体予算を拡大しました。本年度も「三鷹商工会」で実施します！

●補助金は誰が利用できるの？

対象者：三鷹市内で事業を営む市内中小企業等（法人又は個人事業主）が対象です。

（※前年度採択された補助事業者は、同一枠かつ類似した補助事業は対象外となります。）

●補助金の補助金額と補助率は？

下記いずれかの申請枠によって異なります。

※補助金の交付決定について

- ・下表内1～3枠を優先的に採択します。
- ・補助金の振り込みは、採択され、事業完了後・実績報告書の提出後となります。

申請枠	上限額	補助率	申請要件等
1. グリーン枠			省エネ化・LED化及び脱炭素化への対応や取組を促進する事業（CO ₂ 削減に資すると判断できるもの）
2. デジタル枠	30万円	補助対象経費の 3分の2 以内	DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組を促進する事業で、デジタル人材の育成やシステム構築に係るもの
3. レジリエンス枠	※		サプライチェーン強靭化の備えとして、事業継続計画（BCP）の策定やリスクの備えに資する事業
4. 一般枠		補助対象経費の 2分の1 以内	上記以外の事業活性化・販路開拓等に資するもの

※「新製品・新技術又は新サービスの開発のための調査・研究・企画に要する経費」の場合は上限**100**万円

●補助金の対象経費は？

申請枠ごとに異なりますが、下記のものが原則として「補助対象経費」となります。

分類	導入例	効果等
①機械、備品の購入、製作、リース及び設置等に要する経費	・POSレジ、自動釣銭機、発売機等 ・特殊用途自動車類等 ・業務用調理器具類等 ・業務用厨房機器類等 ・デジタルファブリケーション機器等 ・LED 照明類等 ・業務用空調設備等	・清算業務の自動化による時間短縮、顧客の回転率向上 ・輸送力の向上 ・仕込み時間・調理時間等の短縮、効率化 ・先端的なデジタル技術による効率化 ・省エネ化 ・CO ₂ 削減
②店舗レイアウト変更等に係る工事経費	店舗改修によるレイアウト変更等	作業スペースの確保や保管スペースの拡大
③ソフトウェア・情報システムの購入、構築等に要する経費	在庫管理、販売・顧客管理、診療予約管理、勤怠管理、会計・給与システム等	それぞれのシステム化・デジタル化による業務効率化
④新製品・新技術または新サービスの研究・開発のための調査・研究・企画に要する経費	・新製品製造のための試作品開発等	業務マニュアル作成やスキルの向上等による作業の効率化など
⑤特許などの工業所有権の取得申請に要する経費	特許取得に係る申請経費等	特許取得による権利の保護
⑥研修や専門家の助言等に要する経費（BCP策定等を含む）	人材育成・教育訓練・BCP策定の専門家謝金等	スキルの向上による作業効率化・BCP策定によるリスク管理
⑦広告宣伝（チラシ・パンフレット・HP等）や展示会出展などの販売促進、販路拡大に要する経費	販売促進に係る経費・HP作成・展示会出展に係る経費等	顧客獲得・売上向上に寄与

※1. グリーン枠は①～⑦、2. デジタル枠は①、③～⑦、3. レジリエンス枠は⑥、⑦、

4. 一般枠は①～⑦がそれぞれ補助対象経費となります。

●補助金対象外経費は？

下記に該当するものは補助対象外経費となります。（その他の条件はHPをご確認ください。）

- ・交付決定日より前に契約、導入又は実施した経費
- ・同一対象経費について、国や三鷹市等の地方公共団体から補助金の交付を受けている経費
- ・本事業の趣旨に反する経費（汎用性のあるもの…PC、タブレット端末、複合機、消耗品類等）
- ・既に導入している設備等の維持管理費、更新料等に係る経費
- ・通常の事業活動に伴う経費（例：事務所賃料、水道光熱費、燃料費、賃金、交際費、通信費等）
- ・経費の算出が適正でないもの（事業とは関係のない経費、領収書等がないもの、福利厚生費用等）
- ・事務所の清掃費用等、施設の維持管理を目的とした経費
- ・その他三鷹商工会長が不適当と認める経費

●交付対象者は？

	下表に当てはまる市内中小企業等（法人又は個人事業主 フリーランスも対象です。）					
	業種 (中小企業基本法 分類)		次のいずれかを満たすこと			
1	会社又は 個人事業主	製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員		
		卸売業	3億円以下 1億円以下	300人以下 100人以下		
		サービス業	5,000万円以下	100人以下		
		小売業	5,000万円以下	50人以下		
会社以外の法人※		-	300人以下			
※ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する一般社団法人等、法人税法別表第2に規定する公益法人等のうち、医療法人、公益財団法人、公益社団法人及び社会福祉法人。						
2	交付申請日時点において、継続して市内で事業を営んでいること。 【※市内に事業所を有していることの判断基準】 ●判断基準（○：交付対象、×：交付対象外） ・【法人】市外に法人登記をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合 ⇒○ ・【法人】市内に法人登記をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合 ⇒× ・【個人】市外で住民登録をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合 ⇒○ ・【個人】市内で住民登録をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合 ⇒×					
3	次のいずれにも該当しないこと (1) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う者 (3) 三鷹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者 (4) その他三鷹商工会長が不適当と認める者					

●申請に必要な書類は？

交付申請時及び実績報告時に提出する書類（必要に応じて追加書類の提出を求めることができます。）

	書類名	種別	注意事項
交付申請時に必要な書類			
1	三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金 交付申請書（様式第1号）【共通】	原本	
2	三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金 事業計画書（様式第2号）【共通】	原本	補助事業の目的に沿うように、具体的に 記載してください。（ご不明な点がある方は、 経営相談窓口をご利用下さい。）

3	申請枠チェックシート・経費明細表 （様式3）【共通】	原本	
4	補助対象経費の見積書等	写し	見積書の場合は、日付・業者名・宛名及び金額が明記されているもの
5	補助対象経費の内容が分かる書類	写し	機器カタログ、パンフレット等（見積書等でわかる場合は不要）
6	確定申告書（直近事業年分のもの） 《法人》法人税確定申告書 別紙一 《個人》確定申告書 第一表	写し	税務署の收受印付きのもの。 ※電子申告の場合は受信メール通知の写し（但し、「受付日時」が印字されている場合は不要）
7	《法人》履歴事項全部証明書（発行後3か月以内） 《個人》開業届	写し	創業間もなく決算期を迎えていない場合のみ必要
8	市内に事業所があることが分かる書類	写し	※様式第1号の交付申請書裏面を参照のこと
実績報告時に必要な書類			
9	三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金 実績報告書（様式第7号）【共通】	原本	・必要事項を記入
10	三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金 事業報告書（様式第8号）【共通】	原本	・必要事項、アンケート回答を記入
11	経費支出に関する書類	写し	・領収書（領収年月日、業者名、宛名、金額、但書等の記載があること）の写し、請求書+支払ったことが確認できる書類の写し等
12	導入した設備等に関する書類	写し	・設備の写真、工事施工前後の写真、システム・ソフトウェア等を導入したことが分かる書類（納品書等）、専門家による指導を受けたことが分かる書類（業務完了報告書等）、研修を受講したことが分かる書類（受講証）等

●注意点及び申請先について

注意点	<ul style="list-style-type: none"> 本補助金は、事業が全て完了し、実績報告後の交付になります。 交付決定日（令和6年5月末より順次予定）より前に契約、導入又は実施した経費は補助対象外となります。 交付決定日から令和7年1月31日までが補助対象期間となります。対象日までに支払が完了しなかった場合は、交付対象外となりますのでご注意ください。
申請先	<p>提出書類一式を、下記へ郵送（簡易書留を推奨）又は窓口にて提出してください。</p> <p>【送付先】〒181-0013 三鷹市下連雀3-37-15 三鷹商工会 活性化補助金係 宛</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書は三鷹商工会で配布するほか三鷹市生活経済課（三鷹市役所第二庁舎2階）窓口や同商工会のホームページから入手できます。（右記QRコードより） <p>【お問い合わせ先】三鷹商工会 T E L : 0422-49-3111(平日9時~5時30分) メール : mitaka@shokokai-tokyo.or.jp</p> <p>皆様からのご応募をお待ちしております</p> 